



SUZUnoWA

M A T S U S A K A H O J I N K A I



ホームページが
新しくなりました。

企業の繁栄と
社会の健全な発展に
貢献しています



ごあいさつ	2
通常総会	3
月間別事業計画	4
松阪税務署幹部プロフィール	5
税務署からのお知らせ	6
青年部会・女性部会だより	7
租税教育事業	8



名称 鈴の和

松阪法人会広報誌

この地は、言わずと知れた本居宣長の地。
その宣長がこよなく愛した鈴。
法人会の会員一人ひとりが、
自分のもっているすばらしいものを
鈴を鳴らすごとく発信し、それをまわりの
人々へ伝え、そして、絆を深め、
会の和・三重の和・日本の和・世界の和へと
鳴り響いていってこれればとの願いからです。
そして世界中のみんなで手をつなぎ、
平和の輪(和)になることを願って。

法人会の理念

法人会は税のオピニオンリーダーとして
企業の発展を支援し地域の振興に寄与し
国と社会の繁栄に貢献する経営者の団体である

ホームページをリニューアルしました！

表紙の写真は新しくなったホームページのトップ画面です。
新しい情報を随時更新。最新情報にご注目ください！



こちらのアイコンでは
事業のご案内や
皆さんに役立つ情報などを
お知らせ。

こちらのアイコンでは
活動報告や日々のブログを
ご覧いただけます。



メールアドレス変更しました
info@matsusaka-hojinkai.org

ホームページは
こちらのQRコードから



法人会へのお問合せも「お問合せ」ページからメールで簡単にいただけますので、ちょっとしたご質問など、お気軽にどうぞ。

公益社団法人
松阪法人会 会長

岩間 弘

(株)三十三フィナンシャルグループ
代表取締役会長
(株)第三銀行
代表取締役頭取



会員企業の皆様方には、日頃より松阪法人会の諸活動に対し深いご理解とご協力を賜りまして、誠に有難うございます。

昨年の10月には、三重県法人会連合会の担当で、三重県津市において全国法人会総連合の全国大会が開催され、成功裏に終わることができました。これも、会員企業の皆様のご支援の賜物と深く感謝申し上げます。全国大会においては、松阪法人会は尾鷲法人会とともに「物産展」を担当しましたが、大会史上初めて飲食を提供するなど、実行委員会の皆様が創意工夫のもと全力で取り組んで頂いたおかげで、予想以上の売上となり、出店者様には大変喜んで頂きました。「三重県の優れた物産を全国から訪れる法人会の会員に紹介し、三重県経済の活性化につなげる」という目的を達成することができたものと考えております。実行委員会の皆様には、心より御礼申し上げます。

一方、松阪法人会としての諸事業につきましても、健康増進活動としての「歩け歩け大会」をはじめ、女性部会の「夏休み親子租税教室」や税を考える週間に向けての絵はがきの募集、青年部会の「行ってみよう税!税探検隊」など、会員企業の皆様方のご協力を得ながら着実に実行して参りました。ここに改めて感謝申し上げる次第です。

このように、松阪法人会は基本的指針である「よき経営者をめざすものの団体として、会員の積極的な自己啓発を支援し、納税意識の向上と企業経営および社会の健全な発展に貢献する」ため活発な活動を展開してまいりましたが、近年、会員数の減少が続き加入率も5割を下回って推移しております。法人会の組織を維持し、活発な活動を持続的に展開するためには、会員数の増強に取り組んで行く必要があります。人口の減少、高齢化が進み、それに伴って事業所数の減少も続いておりますが、地域の活力を維持するためにも、会員企業数を増加させ、加入率を引き上げて行かなければなりません。

そのためには、会員一人ひとりが声をかけあい、法人会の理念を理解し、実践していく仲間を増やす努力を続けていくことが必要です。会員企業数の減少に歯止めをかけ、増加に転じさせるために、会員企業の皆様方の絶大なるご協力を賜りますよう、心よりお願い申し上げます。

結びに当たり、会員企業の皆様方の益々のご発展とご健勝を祈念いたしまして、新年度に当たってのご挨拶とさせていただきます。

松阪税務署長

村田 智也



公益社団法人 松阪法人会の皆様には、益々ご清栄のこととお喜び申し上げます。

また、平素より税務行政に対しまして、深いご理解と格別のご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

今回の異動で関東信越国税不服審判所の審判官から松阪税務署長を拝命いたしました村田でございます。前任の杉本同様よろしく願いたします。

私は、鈴鹿市出身ではありますが、当地の勤務は初めてでございます。由緒ある歴史と豊かな文化が根付く町として、また、大台山系など緑豊かな自然にも恵まれたこの地に勤務する機会が得られたことを大変光栄に思っています。

さて、貴法人会におかれましては、税のオピニオンリーダーとして地域に密着した社会貢献活動、将来を担う子供達に対する租税教育活動、税の啓発活動など、幅広い事業にも積極的に取り組んでこられ、正しい税知識の普及と納税道義の高揚に多大な貢献をいただいております。

これもひとえに、岩間会長をはじめ役員並びに会員の皆様方の御熱意と御尽力によるものと深く敬意を表しますとともに、今後も法人会の皆様との相互信頼・協調関係を大切にし、会活動に可能な限り支援をさせていただき所存でございますので、今後とも更に充実した活動を展開されますことを期待申し上げます。

ところで、経済活動の国際化・ICT化の進展とともに様々な税制改正が行われるなど、税務行政を取り巻く環境が大きく変化する状況の中、国内経済に甚大な影響をもたらした新型コロナウイルス感染症により、様々な経済政策や税制上の措置が閣議決定され、施行されております。厳しい経済情勢の下、私どもの使命である「納税者の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実現する」という国税庁の使命を果たすため、ICTや社会保障・税番号(マイナンバー制度等)を積極的に活用していくことにより、納税者の利便性を一層向上させ、悪質な納税者には厳正な態度で臨むための調査等の効率化・高度化への整備等を行ういわゆる「税務行政のスマート化」を目指すことにより、引き続き納税者の信頼の確保に努めてまいりたいと考えております。

また、昨年10月から社会保障の充実・安定化を図るため、消費税率の10%への引き上げと同時に消費税の軽減税率制度が実施されました。軽減税率制度の円滑な導入に向けて、法人会の皆様方の御協力を賜りながら制度の周知・広報の取組を推進してきたところであり、この場をお借りして厚く御礼申し上げます。

最後になりますが、公益社団法人松阪法人会の更なる御発展と会員の皆様の御健勝並びに事業の益々の御繁栄を祈念いたしまして、私からの着任の御挨拶とさせていただきます。



第8回通常総会が新型コロナウイルス感染拡大防止のため規模を縮小し開催されました。

全国における緊急事態宣言が解除された中での開催となりましたが、出席者の皆様にはマスク着用、手指の消毒、ソーシャルディスタンスにご協力いただきました。



並木副会長の開会のことば、岩間会長のあいさつにはじまり、以下の議案が慎重な審議により原案通り可決承認されました。続いて、令和2年度事業計画並びに収支予算を報告し、平井副会長の閉会のことばを以て総会は無事終了いたしました。

【審議事項】

第1号議案 2019年度事業報告並びに収支決算承認の件

【報告事項】

令和2年度事業計画並びに収支予算の件



受賞者名簿

法人会功労者表彰 理事 有限会社三協保道 小山 貴志 様

優良従業員表彰

医療法人イワサ小児科	濱田 香代 様	第三カードサービス株式会社	藤井 玲加 様
医療法人社団大西内科	阪口 雅美 様	第三カードサービス株式会社	渡邊 賢司 様
医療法人社団大西内科	刀根 順子 様	医療法人社団浜田内科胃腸科	小川 貴子 様
クラギ株式会社	小林 淳之 様	株式会社ブックス	松井美加子 様
株式会社ゴトー商会	山出 剛 様	三重海運株式会社	東 貴大 様
三銀ビジネス・サービス株式会社	森田 恵子 様	三重海運株式会社	田中 慎也 様
情報システム・J・T株式会社	宮林 薫 様	三重ダイハツ販売株式会社	中山 史歩 様
鈴木建材有限会社	小林 宏幸 様	三重リース株式会社	上山 貴志 様
株式会社第三銀行	田間健一郎 様	三重リース株式会社	小田 利恵 様
		明德開発運輸株式会社	田村 敏章 様

令和2年度 月間別事業計画

4月	PET-CTがん健診(年間を通じて実施) 生活習慣病総合健診(年間を通じて実施)	10月	全国大会「岩手」(10/8~9)(中止) 支部合同研修会(10/15) 第24回歩け歩け大会(10/25) 税制改正要望(陳情)
5月	総会(5/26)	11月	税を考える週間行事
6月	決算期別説明会(4・5・6月決算)(資料送付)	12月	決算期別説明会(10・11・12月決算) (12/3予定) 署長講演会 年末調整説明会
7月	親子租税教室「税ってなあ〜に!!」(中止) 税に関する絵はがきコンクール(~9/30)	1月	松阪税務署長との新春対談 広報誌第177号発行
8月	広報誌第176号発行 第6回行ってみよう税!税探検隊(中止)	2月	確定申告広報パレード
9月	夏期講演会(9/18) 決算期別説明会(7・8・9月決算)(9/3) 新設法人説明会 支部合同研修会(9/29)	3月	決算期別説明会(1・2・3月決算)(3/4予定) 税制アンケート

※事業計画の詳細は、ホームページに掲載しています。

※新型コロナウイルス感染症の状況に応じて中止・延期する場合がございます。(随時ホームページにてお知らせいたします)

ともに 地域の未来を 切り拓く。

中小企業の皆様の
経営課題や悩みをともに考え
事業の成長をサポートいたします。

第三銀行

 三十三フィナンシャルグループ

<https://www.daisanbank.co.jp>



松阪税務署幹部プロフィール

署長 村田 智也

- ① 鈴鹿市
- ② 関東信越国税不服審判所 審判官
- ③ 松阪署への勤務は初めてです。歴史と伝統を感じる町で、郷土愛にあふれる土地柄という印象を持っています。
- ④ お城めぐりとライブ鑑賞
- ⑤ 謙虚、優しさ、絆
- ⑥ 本会はもとより、各部会を含め、大変活発な活動をなさっていると聞いています。引き続き、税務行政の円滑な推進にご理解とご協力をお願いします。

- ① 出身地
- ② 前任
- ③ 松阪署への勤務と松阪の印象
- ④ 趣味・特技
- ⑤ 座右の銘・モットー
- ⑥ 法人会へ一言

総務課長 水野 哲也

- ① 愛知県名古屋市長
- ② 名古屋国税局 課税第二部 酒税課 課長補佐
- ③ 松阪署は初めての勤務です。風情のある街並み、美味しい食事、温かみのある人柄の方が多く印象を持っています。
- ④ ペット(猫)と過ごすこと、旅行
- ⑤ 我が身を抓って人の痛さを知れ
- ⑥ 活発な活動をされていると伺っています。租税教育活動など、引き続きのご理解とご協力をお願いいたします。



法人課税第一部門 上席国税調査官 上村 範夫

- ① 津市
- ② 四日市税務署 法人課税第三部門 上席国税調査官
- ③ 3ヶ月間の間よろしくお願いたします。松阪管内は食が美味しいイメージがあります。
- ④ 特にありません。
- ⑤ 特にありません。
- ⑥ 本年も税法の改正が多数ございます。ご協力よろしくお願いたします。



法人課税第一部門 上席国税調査官 藤川 尚子

- ① 鈴鹿市
- ② 四日市税務署 法人課税第一部門 上席国税調査官
- ③ 15年ぶり二度目の勤務です。ご飯が美味しくてもりもり食べた思い出があります。
- ④ 読書、ウォーキング
- ⑤ ありません
- ⑥ 分かりやすい言葉で、伝わるように努力します。よろしくお願いたします。



法人課税第一部門 統括国税調査官 中井 貴代

- ① 伊勢市
- ② 留任
- ③ 松阪署は2年目になります。まだまだ開拓していない地があるので、管内探訪をしたいと思います。
- ④ 御朱印集め
- ⑤ 因果応報、雲外蒼天
- ⑥ 大変な時期ではございますが、皆様と税務当局の橋渡し役を勤めさせていただきますので、引き続き宜しくお願いいたします。



法人課税第二部門 統括国税調査官 伊藤 忠典

- ① 四日市
- ② 名古屋北税務署 法人課税第四部門 統括国税調査官
- ③ 松阪署は2回目の勤務となります。
- ④ 旅行、読書
- ⑤ 報恩謝徳
- ⑥ 税のオピニオンリーダーとして、建設的な提言よろしくお願いたします。



法人課税第一部門 上席国税調査官 松田 和志

- ① 奈良県宇陀市
- ② 留任
- ③ 2回目2年目の勤務です。
- ④ プロ野球観戦
- ⑤ 平常心
- ⑥ 昨年に引き続き、よろしくお願いたします。



法人課税第二部門 上席国税調査官 矢代 理華

- ① 広島県廿日市市
- ② 津税務署 法人課税第二部門
- ③ 松阪署は初めての勤務です。松阪は松阪牛のイメージしかないので、色んなところへ行って松阪の魅力を知りたいと思います。
- ④ 野球観戦(カーブ)、ラグビー観戦(ホンダヒート)
- ⑤ 後輩には自分ができること全て教える。
- ⑥ 税に対する啓発活動にご協力いただきありがとうございます。



確定申告広報パレード 2020.2.24



今年も確定申告の広報パレードが開催されました。
松阪税務署で出発式が行われた後、車3台に分乗して松阪税務署管内を回りました。

新型コロナウイルス感染症の影響により、国税の納付が難しい方へ

納税の猶予をご利用ください

新型コロナウイルス感染症の影響により、国税を一時に納付することが困難な場合は、
税務署に申請することにより納税が猶予されます。

○現行の猶予の要件(幅広い方が認められます。)

- 一時の納税により、事業の継続・生活維持が困難なおそれがある。
- 納税について誠実な意思。 ● 納期限から6カ月以内に申請がある。
- 猶予を受けようとする国税以外に滞納がない。

(注) 1 担保の提供が明らかに可能である場合を除いて担保は不要です。

2 既に滞納がある場合や申請期限を過ぎた場合は、税務署長の職権で猶予を検討します。

○現行の猶予が認められると…

- 原則として1年間納税が猶予されます(資力に応じて分割納付となります。)
- 猶予中は延滞税が軽減されます(通常 年8.9% → 軽減後 年1.6%※)。

※令和2年中における延滞税の利率

申請による換価の猶予 国税徴収法第151条の2

収入が概ね2割以上減少している方には、更に有利な特例があります

納税の猶予に『**特例(特例猶予)**』が創設されました!

延滞税なし

1年間猶予

無担保

特別猶予の要件

○以下の①、②のいずれも満たす方が特例の対象となります。

①新型コロナウイルスの影響により、
令和2年2月以降の任意の期間(1か月以上)において、事業等にかかる収入(注)が前年同期に比べて概ね20%以上減少していること。

②一時に納税することが困難であること。

○令和2年2月1日から同3年1月31日までに納期限が到来する国税が対象です。

対象となる国税であれば、既に納期限が過ぎている未納の国税(猶予中のものも含まれます。)についても、遡って特例を適用することができます(法律の施行から2か月間(令和2年6月30日まで)に限りです。)

(注) 収入には、事業収入のほか、給与収入などの定期的な収入も含まれますが、譲渡所得などの一時的な収入は含まれません。



納税の猶予の特例 新型コロナ税法第3条

まずは「国税局猶予相談センター」へ電話でお早めにご相談ください

猶予制度に関するお問い合わせについては、「国税局猶予相談センター」(フリーダイヤル等)をご利用ください。

【受付時間】 8:30~17:00 (土日祝除く。)

【電話番号】 国税局によって異なりますので、国税庁ホームページをご覧ください。

電話番号はこちら

https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nofu_konnan/callcenter/index.htm



青年部会だより

日頃は、公益社団法人松阪法人会青年部会へのご理解とご協力ありがとうございます。

皆様のおかげで、法人会の活動を通して、地域の皆様や関係者の皆様に、税に対する関心を高めていただき、我々の活動や会員の増強への興味を持っていただくことが出来ていることに感謝します。

さて、青年部会では毎年4月の部会員会議において、方向性や役員を選出、事業計画を皆様に報告をさせていただいておりますが、本年の初めより、新型コロナウイルスの影響で、諸々の決定が出来なくなっている状態です。しかしながら、いつでも行動に移せるよう準備はできております。



昨年の「行ってみよう税! 税探検隊」の様子

この状況が落ち着き、早く皆様とお会いし、今後の青年部会についてお話できることを心より願っております。

青年部会長
松阪乳幼稚園 安達 正喜

当部会も健康経営宣言します!!

**日本の未来を担う子供たちのために
財政健全化に貢献!**

医療費等給付費の増大が国の財政を圧迫

しわ寄せは子供たちに…

子供たちの世代を救うために我々大人が
主体的に取り組めることはないだろうか?

**ジェネリックで
お願いします**

※厳密な適応にジェネリックを換えていただくことをお願いいたします。

ジェネリック医薬品とは?
薬の作用や効果、安全性が同等であることで、開発費削減によるコスト削減です。従って少くとも薬価は原価の約100%に
なるとは限り、2割の低価格を実現できます!

シールを貼ろう!!
上記のシールを貼って、お薬の代金を減らしましょう!

6 法人会 (公財) 全国法人会総連合 青年部会連絡協議会

青年部会 入会の おすすめ

私達の仲間になりませんか? 子供が家業を継ぐのに帰ってきたので、税金の勉強をさせてやりたい! 自分の仕事以外の事も知ってみたい! 地域の仲間と交流しながら助け合いお互いを磨くあなたも、そんな青年部会へ参加してみませんか? 松阪法人会会員の事業所に勤務する役員または社員で本部会の目的及び事業に積極的に努力をする意志をもつ満年齢50才以下の方であればどなたでもご入会いただけます。



女性部会だより



いまだ世界に蔓延している新型コロナウイルスの終息を待ちながらも、季節は移ろい日々は過ぎていっております。

日頃は、松阪法人会女性部へのご理解ご協力に対しまして、厚くお礼申し上げます。

女性部もコロナ禍の中、充分感染予防に注意を払いながら役員会を開催し、新年度の事業・行事計画を全員一致で決定いたしました。残念ながら中止になった計画もすでにあります。やれることを、やれるところまで進めてゆこうという気持ちで、形を変えながらも準備しております。

あたりまえだと思っていたことが、こんなにも大切で、愛しいということ、コロナウイルスによって教えられた気がします。

命を守る、経済を守る、両方バランスをとった生活を余儀なくされる新しい時代を、皆さまとともに、安心・安全に過ごしてゆかなければ、と思います。

女性部会長 (医)イワサ小児科 岩佐 美和子



入会案内

会員資格・会費について

松阪法人会に入会されている企業の女性経営者やその企業に勤務する女性社員の方ならどなたでもご入会いただけます。会費は年額5,000円です。

ぜひご覧ください!



編集後記

今年も無事山ざくらを発行することができました。部会員が団結して開催した親子租税教室、絵はがきコンクールを中心に掲載いたしました。コロナが早く終息を迎え、来年度も盛りだくさんの内容で発行することができることを切に願っております。

広報担当副部長 (株)アンデルセン 西口 喜代子

税金の必要性や役割、使い道について南小学校で租税教室をさせていただきました。税金の種類や、大人だけでなく子供でも収入があれば税金を納めなくてはならない事など興味深く話を聞いてもらえたと思います。

特に税金を使われているもの、使われていないもののクイズでは自分の手元に来たカードを見て一生懸命考えてくれている姿が印象的でした。



中井統括国税調査官には昨年10月から始まった消費税軽減税率制度の説明を頂きました。租税教室をきっかけに税金の大切さをより深く知ってもらえたら嬉しいです。

女性部会 広報委員 (株)田替藤商店 田替藤 潤子



松阪法人会会員の皆さまの健康増進を…

生活習慣病予防健診は受診されましたか？

実施期間
拡大！

年間を通じて
受診いただけます!!

福利厚生事業の一環として負担額の一部を助成致します

(総合コースに限り1名3,000円、1事業所上限3名様まで)

実施期間 令和2年4月20日(月)～令和3年2月26日(金)

【お申込みは令和2年12月31日まで】

※日曜日・祝日は除きます

土曜日の開催につきましてはお問い合わせください

実施場所 松阪市健診センター ぴーす (松阪市民病院敷地内 新館2階)

費用

- 総合コース 28,500円
- Aコース 15,200円
- Bコース 6,600円

詳しいご案内とお申込書は当会ホームページよりダウンロードできます。

お問合せ先: 松阪市健診センター 予約課

TEL:0598-23-7563 / FAX:0598-23-7669

お問合せ時間 / 月～金曜日 9:00～17:00 土曜日 9:00～12:00

ご案内はこちらからも
ご覧いただけます



※コロナウイルス感染症の影響で、健診日程がご希望に添えない場合もございます旨ご了承下さい。



松阪市健診センター

(公益社団法人 松阪地区医師会)

年に一度は健康診断を
受けましょう

松阪市健診センターでは、
巡回バスによる出張健診や当施設内での
各種健診を実施しています。

どなたでもご利用頂けますので、
まずはお気軽にご予約、
お問い合わせの電話をください。

松阪市殿町1550番地
(松阪市民病院 新館内)

松阪市健診センター

予約課

0598-23-7563

半日ドックI、II

脳ドック

労働安全衛生法による定期健康診断、特殊健診

雇入時健康診断

全国健康保険協会 生活習慣病予防健診

特定健康診査・後期高齢者健診

がん検診

巡回バスによる
出張健診

営業課

0598-23-7561

20名様以上で
ご相談させていただきます

臨床検査センター

0598-23-7535

学校検診

食品衛生法に基づく検便検査
病院・診療所の血液検査等

法人会の経営者大型総合保険制度
広げよう
企業保障の
大きな傘を

重度の身体障がい状態によるリタイアリスクから 会社と家族をまもります

総合型V Tタイプ

(大同生命の定期保険+AIG損保のベーシック傷害保険)

無配当就業障がい保障保険(身体障がい者手帳連動・無解約払戻金型)

1~3級の身体障がい者手帳の交付を受けた場合に、
最高2億円の就業障がい保険金を支払います。

- 保険金額2億円までご加入できるのは、契約者が法人が所定の個人事業主(契約者と被保険者が同一人の場合に限る)の場合です。
- この保険には高度障がい保険金・死亡給付金・解約払戻金はありません。また、満期保険金・配当金・保険料の払込免除の取扱もありません。
- 身体障がい者福祉法の改正により、就業障がい保険金の支払対象となる身体障がい状態は変動する可能性があります。
- 当資料に記載の保障は「Tタイプ[無配当就業障がい保障保険(身体障がい者手帳連動・無解約払戻金型)]」によるものです。AIG損保のベーシック傷害保険の補償内容につきましては、「総合型V Tタイプ」パンフレットをご覧ください。
- この制度は、法人会の会員のみご加入いただける制度です。ご加入後に法人会を退会された場合は、保険料の引き上げや損害保険部分の解約等のお取扱いとなることがあります。
- この資料は、2019年8月現在の商品内容に基づいて記載しており、将来変更となることがあります。
- ご検討・ご契約にあたっては、「法人向け保険商品のご検討に際してご留意いただきたいこと」「設計書[契約概要]」「注意喚起情報」「ご契約のしおり」「約款」を必ずご覧ください。

 大同生命保険株式会社

三重支社伊勢営業所/三重県伊勢市二保1-1-24(スクエアモリタ1F)
TEL 0596-28-4475

 AIG損害保険株式会社

三重支店/三重県津市丸之内義正町4-1(森永三重ビル2F)
TEL 059-226-3911

F-2019-1016(2019年8月27日)
19-073026 2021-8

新型コロナウイルスに関する疑問・質問にもお答えしています!

法人会会員企業にお勤めの皆さまへ
ネット医療相談サービスのご案内



本サービスは、アフラックの提携先
(株式会社メディカルノート)が
提供します。



プロの医療チームがあなたをサポートします!

法人会会員企業にお勤めの役員・従業員であれば、
おひとり様月1件のご相談まで無料で
利用いただけます。

※月1回とは、新しい相談1回を指します。同じご相談における追加質問については回数制限はありませんのでご納得いただけるまでご相談いただけます。月1件を超える新しい相談事項の追加については、通常料金432円(月額・税込)になりますので、翌月無料分のご利用がお勧めです。

記載のサービスは、2020年6月現在の情報です。サービス内容については、予告なしに変更する場合があります。



ご利用はこちらから

 Medical Note

お問い合わせ

株式会社メディカルノート
support@medicalnote-qa.jp

第24回 松阪法人会 歩け歩け大会

とき

10/25(日)

参加
無料
どなたでも
参加できます

9:00～12:00(予定)

(受付8:30～) マスクをご持参ください

ロングコース

ファミリーコース

丹生大師の里てくてく歩こう♪

お楽しみ
抽選会もあるよ!



集合場所

ふれあいの森 芝生広場

多気町丹生

※駐車場は丹生大師周辺になります。(当日はスタッフのご案内します)

※参加者の安全を考慮し、やむなく中止する場合がございます。
※ソーシャルディスタンスの観点から募集人数を150名以内とさせていただきます。(先着順)

お申し込み(締切9月30日)

TEL:0598-52-1321(月～金 9:00～17:00受付)

※お名前・ご住所・連絡先をお知らせ
ください。

<http://forms.gle/QFdr5hthUvq9oPzE8/> (24時間受付)

FAX:0598-51-4130(24時間受付)



主催:(公社)松阪法人会 共催:松阪市歩こう会・嬉野歩こう会 後援:多気町・多気町教育委員会

第10回 税に関する 絵はがきコンクール

だいぼしゅう
大募集!



税金は毎日の生活の中でどのように役立っているのかということを知っていただき、
理解と関心を深めていただくために実施いたします。

募集内容

- 1 テーマ** 税に関する絵
(例えば、税金で造られている建物・施設、税金で購入される物品、税金で行われている仕事など)
- 2 応募資格** 小学校5・6年生が対象です。
- 3 応募点数** 児童1人につき1点とします。
※全員に参加賞あります。

4 応募方法及び応募先

付属の「専用はがき」または「官製はがき」に氏名等の必要事項および税に関する絵を描いてご応募ください。なお、官製はがきの場合、必要事項をはがき表面に記入して下さい。また、描画素材は問いません。文字や標語などの描き入れも可とします。

【応募先・お問い合わせ先】
〒515-0014 松阪市若葉町161-2
松阪商工会議所2階
公益社団法人 松阪法人会



5 応募締切 令和2年9月30日(水)

6 審査

応募作品は応募者全員の中から公正に審査を行い選定致します。

7 表彰・発表

審査結果(入選作品)は当会ホームページまたは広報誌にて発表するとともに当会事務局を通じてご本人または学校に通知致します。
なお、優秀作品につきましては公益財団法人 全国法人会総連合(女性部会)が実施するコンクールに出展します。

- ・松阪法人会会長賞 ・松阪法人会女性部会長賞
- ・松阪税務署長賞 ・優秀賞 ・参加賞

8 注意事項

- (1) 応募作品に関する権利は、ご応募と同時に主催者である法人会に帰属します。
- (2) 応募作品の返却はいたしませんので、あらかじめご了承ください。
- (3) 応募作品は法人会ホームページやパンフレット等への掲載、または法人会が行う事業において展示することがあります。
- (4) 応募者の個人情報は入選者等への連絡や表彰状の送付、展示など「税に関する絵はがきコンクール」事業の実施のためにのみ使用します。

<主催>公益社団法人 松阪法人会・公益財団法人 全国法人会総連合 <後援>国税庁・松阪市・明和町・多気町・大台町教育委員会

